

## 議第四十号

### 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

### 岐阜県農業大学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農業大学校授業料等徴収条例（昭和六十一年岐阜県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表授業料の項中「七〇、三二〇円」を「一一八、八〇〇円」に改め、同表入学試験料の項中「一、八一〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日に在学する学生及び令和八年度の中途において入学した学生に係る授業料の額は、改正後の第二条の規定にかかわらず、令和八年度分及び令和九年度分の授業料に限り、なお従前の例による。

### 提 案 説 明

岐阜県農業大学校の授業料及び入学試験料の額を改定するため、この条例を定めようとする。

